

## 「見附ブランド」募集要項

(一社) 見附市観光物産協会

### (目的)

**第1条** 本事業は見附市内の事業者が生産・製造、または販売している商品を「見附ブランド」として認定し、商品の魅力を広く情報発信していくことで、消費者の認知度を高め、売上向上を目指すとともに見附市の産業の振興を図ることを目的とする。

### (認定の対象)

**第2条** 認定の対象商品は、食品全般（農産品・加工品）、工芸品、または衣料などの製品とする。

2 見附市内の事業者が見附市内で生産・製造している販売を目的とする商品、または見附市内の事業者が販売する商品のうち原材料が見附市産であるなど見附市ゆかりのものである商品に限る。

3 次のいずれかに該当する場合は不可とする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 特定の政治活動、宗教に関するもの
- (3) 他の権利（特許権、商標権など）を侵害するもの
- (4) 必要な法令の許認可を受けていないもの

### (申請者)

**第3条** 認定の申請者は次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 見附市内に事務所、事業所、工場などが有る者。（個人事業主、各種組合、連合会などを含む）
- (2) 見附市観光物産協会と共に、認定商品、及び「見附ブランド」の普及、発展、売上向上に努める意欲のある者。
- (3) 「見附市観光物産協会会員」、「みらい市場出店者（お試し出店含む）」、「どまいち出店者」のいずれかに属する者。（申請商品が「見附ブランド」に認定された後にいずれかに入会する場合も可とする。）

### (申請にあたって)

**第4条** 1 申請者あたり最大5商品までの申請とする。

2 商品は、「単品」、または「シリーズ商品」とする。「シリーズ商品」は、サイズ違い、色違い、フレーバー違いなどの商品群を言う。（「シリーズ商品」に該当するものを複数の「単品」として申請することは不可とする。）

3 既に「見附ブランド」に認定されている商品について、継続認定を希望する場合は、再申請するものとする。ただし、これまでの実績が審査において加味されるものとする。

4 認定期間は3年とする。

### (募集期間)

**第5条** 募集期間は次の通りとする。

令和4年11月21日（月）～令和5年1月20日（金）【17：00必着】

## (応募方法)

**第6条** 応募にあたっては、次の書類を記載し、下記の提出先へ持参もしくは郵送するものとする。

### (1) 提出書類

- ア 見附ブランド認定申請書
- イ 製品の販売用パンフレット、チラシ等(あれば)
- ウ その他、製品の技術的な裏づけを証明できる書類(あれば)

### (2) 申請書類の入手方法

以下のいずれかの方法で入手するものとする。

- ア 以下のホームページよりダウンロードする。

<https://www.mitsuke.net/>

- イ 見附市観光物産協会の事務所にて紙で受け取る。

### (3) 提出先

〒954-0052

見附市学校町1-16-15

ネーブルみつけ2F

一般社団法人 見附市観光物産協会 宛

※郵送の場合は封筒に「見附ブランド申請書在中」と記載すること。

## (認定方法)

**第7条** 認定方法は次の通りとする。

### (1) 提出された書類による一次審査を実施する。

### (2) 一次審査を通過した申請商品について、令和5年3月12日(日)「ネーブルみつけ」にて審査員による二次審査会を公開で実施する。

※審査員による書類及び試食や実物確認に基づく審査結果に一般市民による人気投票の結果を加算して認定の可否を決定する。

注) 審査会における展示品、試食品は申請者が準備することとする。(代金申請者負担)

### (審査基準)

第8条 認定にあたっては、以下の各項目に対する適合度合いを審査するものとする。

項目	内容
地域性 物語性	<ul style="list-style-type: none"><li>・見附名物として、お土産やプレゼントとして人に贈ったら喜ばれる（美味しい、可愛い、楽しい、使いやすいなど）商品である</li><li>・見附の歴史、伝統、文化、風土など、地域に根差したエピソード（ストーリー）がある</li><li>・商品の開発や改良、製造方法などの取組に魅力的なエピソード（ストーリー）がある</li><li>・原材料などに見附との関りがある</li><li>・見附の魅力発信につながるエピソードがある</li><li>・見附市民に愛されていると感じられるエピソードがある</li></ul>
独自性 優位性	<ul style="list-style-type: none"><li>・競合他社製品に比べて、商品の魅力（味、品質、栄養価、デザインなど）や機能性（使い勝手、形状、保存性など）に優位性がある</li><li>・競合他社製品に比べて、差別化となる革新的な技術などが使われている</li></ul>
市場性	<ul style="list-style-type: none"><li>・消費者のニーズをくみ取った、売れる商品である（商品の価格などが適正であり、多くの人に受け入れられる）</li><li>・自社店舗、販売取扱店、通信販売などの十分な販売チャンネルを有している</li><li>・消費者が適切に、容易に入手できる</li><li>・消費者に訴求するために広報活動などに積極的に取り組んでいる</li></ul>
信頼性	<ul style="list-style-type: none"><li>・原材料調達、生産、製造、流通、販売までの各過程において、品質維持・向上のための整備がなされている</li><li>・品質管理体制が徹底されている</li><li>・法令遵守の体制が徹底されている</li><li>・供給の安定性がある</li></ul>
将来性	<ul style="list-style-type: none"><li>・継続的な製造、販売を予定している</li><li>・意欲や熱意をもって製造や販売を行っており、今後の事業拡大に意欲的である（商品ブランドの維持や発展への熱意がある）</li><li>・見附ブランドの普及、認知度向上への取り組みに意欲的である</li></ul>

### (ブランド認定の特典)

第9条 ブランド認定の特典は次の通りである。

- (1) 見附ブランド認定ロゴマークのシールを提供する。自社での販売、「みらい市場」や「どまいち」での販売時になどに利用できるものとする。
- (2) 見附ブランドのパンフレットを提供する。
- (3) 市内外の販売会やフードメッセなどの見本市での優先的な商品販売や PR、及び参加の支援を行う。
- (4) 「どまいち」で「見附ブランド」認定商品であることを PR する。
- (5) 「見附市観光物産協会 HP」内の「見附ブランド」特設ページに商品を掲載する。
- (6) 希望により、ふるさと納税返礼品候補として積極的に市への推薦を行う。

### (問合せ先)

第10条 問い合わせ先は次の通りである。

一般社団法人 見附市観光物産協会

〒954-0052 見附市学校町1-16-15 ネーブルみつけ2F

TEL: 0258-89-6277 FAX: 0258-89-6266